高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第15号

中日本高速道路株式会社が平成22年６月25日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告」（以下、「料金公告」という。）の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成23年３月31日　　中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　金子　剛一

料金公告の変更

・「中央自動車富士吉田線等における平成22年度高速道路無料化社会実験に関する割引」の一部を次のように改める。

題名中「平成22年度」を削る。

「３．実施する期間」中「平成23年３月31日まで」を「中日本高速道路株式会社が別に定める日まで」に改める。

「５．割引相互間の適用関係」中、「実験区間と有料区間を連続して通行する場合、本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引、大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引、深夜割引、通勤割引、通勤割引（距離制限緩和）、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引、休日夜間割引、第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引、高速国道との連続利用割引、障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引、休日バス割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

なお、本割引を受ける自動車に通勤割引、通勤割引（距離制限緩和）、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引又は特別区間等における割引を重複して適用する場合は、有料区間のみを通行する場合の通勤割引、通勤割引（距離制限緩和）、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引又は特別区間等における割引の割引後料金を適用する。」を、

「実験区間と有料区間を連続して通行する場合、本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引、大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引、地方部上限割引、深夜割引、通勤割引、通勤割引（距離制限緩和）、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引(Ⅰ)、特別区間等における割引(Ⅱ)、休日夜間割引、第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引、高速国道との連続利用割引、エコカー割引、障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引、休日バス割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

なお、本割引を受ける自動車に地方部上限割引、通勤割引、通勤割引（距離制限緩和）、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引(Ⅰ)又は特別区間等における割引(Ⅱ)を重複して適用する場合は、有料区間のみを通行する場合の地方部上限割引、通勤割引、通勤割引（距離制限緩和）、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引(Ⅰ)又は特別区間等における割引(Ⅱ)の割引後料金を適用する。」に改める。

・「一般国道16号（八王子バイパス）における平成22年度高速道路無料化社会実験に関する割引」の一部を次のように改める。

題名中「平成22年度」を削る。

「３．実施する期間」中「平成23年３月31日まで」を「中日本高速道路株式会社が別に定める日まで」に改める。

・「一般国道139号（西富士道路）における平成22年度高速道路無料化社会実験に関する割引」の一部を次のように改める。

題名中「平成22年度」を削る。

「３．実施する期間」中「平成23年３月31日まで」を「中日本高速道路株式会社が別に定める日まで」に改める。

・「一般国道１号（箱根新道）における平成22年度高速道路無料化社会実験に関する割引」の一部を次のように改める。

題名中「平成22年度」を削る。

「３．実施する期間」中「平成23年３月31日まで」を「中日本高速道路株式会社が別に定める日まで」に改める。

・「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））における平成22年度高速道路無料化社会実験に関する割引」の一部を次のように改める。

題名中「平成22年度」を削る。

「３．実施する期間」中「平成23年３月31日まで」を「中日本高速道路株式会社が別に定める日まで」に改める。

高速道路の料金の額及び徴収期間の公告

中日本高速道路株式会社公告第16号

道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第３条に基づき中日本高速道路株式会社が料金を徴収する一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路）の料金の額及び徴収期間について、同法第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成23年３月31日　　中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　金子　剛一

「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路）におけるマイレージ割引、ＥＴＣ前納割引、休日バス割引の実施について」

①マイレージ割引

イ　割引をする自動車

ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカード（中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための中日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

ロ　割引率

(イ)　ポイントの付与

料金の額100円ごとに１ポイントを付与するものとする。ただし、平成22年４月１日から平成23年３月31日までの間については、料金の額50円毎に１ポイントを付与するものとする。

(ロ)　ポイントによる割引

中日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数（別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。）に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
100ポイント	200円分
200ポイント	500円分
600ポイント	2,500円分
1,000ポイント	8,000円分